



令和2年度版

(令和2年4月～令和3年3月)

門川町家庭ごみ収集カレンダー



A地区 本町・上町・栄ヶ丘・東栄町・西栄町・宮ヶ原・竹名・上納屋・加草1～5区・庵川西・須賀崎・庵川東・中村・牧山・谷の山

ごみの収集日程	もえるごみ	資源物(リサイクル品)	もえないごみ	ペットボトル	プラスチック製容器包装
	毎週月曜日・木曜日	毎月第2水曜日	毎月第1水曜日	毎月第3水曜日	毎週金曜日
	当日の午前8時30分まで	午前7時30分～午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで	当日の午前8時30分まで
	通常のごみステーション	資源物ステーション	通常のごみステーション	通常のごみステーション	通常のごみステーション 清掃工場への持ち込みはできません。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は収集しません。

※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

4 April	5 May	6 June	7 July
<p>4日(土)は収集を行います</p> <p>10日(土)は収集を行います</p>	<p>4日(土)は収集を行います</p> <p>21日(土)は収集を行います</p>	<p>23日、24日(土、日)は収集を行います</p>	<p>23日(土)は収集を行います</p>
8 August	9 September	10 October	11 November
<p>10日(土)は収集を行います</p>	<p>21日(土)は収集を行います</p>	<p>11日(土)は収集を行います</p>	<p>23日(土)は収集を行います</p>
12 December	1 January	2 February	3 March
<p>11日(土)は収集を行います</p>	<p>11日(土)は収集を行います</p>	<p>11日(土)は収集を行います</p>	<p>11日(土)は収集を行います</p>

区分	分別の方法(ごみの分け方)	注意事項
もえないごみ	<p>生ごみ類(生ごみは水切りをして) 台所ごみ(調理くず、残飯、卵・貝から)</p> <p>プラスチック類 ※資源物(プラスチック製容器包装、ペットボトル)以外のもの</p> <p>皮革製品 家庭で剪定した少量の小枝・木、板くず・草木類</p> <p>天ぷら油 食用油は紙や布などにしみこませるか市販の固化剤で固めて</p> <p>テープ・カセット類(本体・ケース)</p> <p>紙おむつ 紙おむつの汚物はトイレに流して</p> <p>紙くず・紙容器類(汚れているもの)</p> <p>布類</p>	<ul style="list-style-type: none"> もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルは15～45Lの透明袋に入れて出してください。 新聞や袋を使用して生ゴミ等を包む場合は、必要最小限にして出してください。 買い物袋(レジ袋)で出しているごみは収集できません。 おもちゃ、電化製品の電池は抜いて出してください。 混入ごみ(種類の違うごみ)は収集できません。 資源物は指定の資源物ステーションにあるコンテナに種類ごとに出してください。 粗大ごみ(袋に入らないものは、直接、清掃工場へ搬入してください。) 台風などで雨風が強い時は、次回の決められた指定日に持ち出してください。
もえないごみ	<p>缶類(飲料以外) ペンキ・オイル缶他</p> <p>ガラス類・陶磁器類</p> <p>金属類</p> <p>家電製品 電子レンジ・炊飯器・掃除機など</p> <p>カセットボンベ・スプレー缶 カセットボンベ・スプレー缶</p> <p>有害ごみ (別の小さな透明の袋に入れて出してください)</p>	
資源物	<p>缶類(アルミ缶・スチール缶) 飲料缶他</p> <p>びん類(無色透明びん・茶色びん・その他のびん) コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたをはずし、金属製のふたはもえないごみへ</p> <p>紙パック類 紙パック(500ml以上のもの) ※内側がアルミ(銀色)のものは、燃やせるごみになります。</p> <p>新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類(紙類(新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類)は雨の日は収集できません。)</p>	
容器包装	<p>プラマークがあるものが対象です。(きれいな状態で出してください。)</p> <p>※汚れている「プラ」はリサイクルできないため、汚れがとれない「プラ」はもえないごみになります。 ※清掃工場への持ち込みはできません。</p> <p>カップ・トレイ類 食品トレイを包んでいるラップはもえないごみへ。</p> <p>ボトル類 チューブ類</p> <p>袋類 その他 ペットボトルのふた・ラベル・発泡スチロール・プラスチック製繊維材・野菜や果物のネット</p> <p>発泡スチロールは必要に応じて割って出してください。</p>	<p>ペットボトル 飲料用・酒類・しょうゆ用・調味料用 ペットボトルのキャップ、ラベルは必ずはずしてください。</p> <p>PET このマークがついているものこのマークが確認できるものだけお出ください。</p>

収集できないごみ・清掃工場では受け入れられないごみ

消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など) ※販売店や処理業者等にご相談下さい。

家電リサイクル法の対象機器

“平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受け入れ出来ません。”
・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

清掃工場への搬入

- 搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。
- 搬入許可証がないと入場できません。
※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。
- 必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

小型家電の回収について(お知らせ)

門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川勤労者総合福祉センター・かどがわ温泉心の社)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cmに入るサイズが対象)し、ごみ減量化の促進に努めております。ご協力をお願いいたします。

①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器
⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電卓 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯
⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。
※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考に、適切に処理を行ってください。
※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。

- | ①事業系一般廃棄物 | ②産業廃棄物 |
|---|---|
| 事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)をいいます。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理をするか、直接清掃工場へ搬入してください。 | 産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えながら、汚泥・腐プラスチック・建築廃材などをいいます。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。 |

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。

●門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線286)
●門川町清掃工場 電話63-5431